

新十津川町・雨竜町商工会広域連携協議会会則（案）

（目 的）

第1条 この会則は、新十津川町商工会及び雨竜町商工会の広域連携に関する事項を協議するために設置する広域連携協議会の運營業務に必要な事項を定めることを目的とする。

（名 称）

第2条 本協議会は、新十津川町・雨竜町商工会広域連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（構 成）

第3条 協議会は、協議会内商工会の次の者をもって構成する。

- | | |
|---------------|------|
| （1）商工会会長 | 1名 |
| （2）商工会副会長 | 2名 |
| （3）商工会理事及び委員長 | 5名以内 |

（役 員）

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------|----|
| （1）会 長 | 1名 |
| （2）副会長 | 1名 |
| （3）幹 事 | 4名 |

2 役員は、協議会内の商工会長の協議によりこれを選任する。

3 会長は、本協議会を代表し、最高責任者となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（任 務）

第5条 協議会は、次に掲げる任務を行う。

- （1）協議会内の組織体制に関すること。
- （2）協議会内商工会職員の人事管理に関すること。
- （3）広域的な事業の企画・立案・実施に関すること。
- （4）事務事業の集約化等に関すること。
- （5）分担金に関すること。
- （6）行政等関係機関との連絡・調整に関すること。
- （7）その他、協議会の目的を達成させるために必要なこと。

(招 集)

第6条 協議会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(会議等)

第7条 協議会は、協議会内商工会長（代理出席を含む。）及び各商工会からの構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、協議会内商工会長全員の賛成及び出席者の過半数で決する。

3 協議会の議長は、会長をもってあてる。

(委員会)

第8条 本協議会は、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するため、協議会の議を経て、委員会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は幹事商工会とする。

(経費等)

第10条 協議会の運営に要する経費は、各商工会が負担する。

2 経費負担割合等は、協議会の協議によりこれを決定する。

(失 効)

第11条 本会則は、協議会の解散をもって失効するものとする。

(委 任)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、協議会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

(実施の時期)

この会則は、平成20年3月 日から実施する。

新十津川町・雨竜町商工会広域連携協議会委員会 規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、新十津川町・雨竜町商工会広域連携協議会会則第8条に基づき委員会を設置し、重要事項の調査研究をするために、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置）

第2条 事業遂行のため次の委員会を置く。

- （1）事業・財政委員会
- （2）組織推進委員会

（業 務）

第3条 委員会は、別表1の業務をそれぞれ行う。

（構 成）

第4条 委員会は、協議会構成員のなかから若干名をもって構成する。

（委員会役員）

第5条 委員会には、次の役員を置く。

- （1）委員長 1 名
 - （2）副委員長 1 名
- 2 委員会役員は、委員（構成員）の互選により選任する。

（招 集）

第6条 委員会の招集は、委員長が協議会会長と協議の上、委員長がする。

（会議等）

第7条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

第8条 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、協議会会則を準用する。

附 則

（実施の時期）

この規程は、平成20年3月 日から実施する。

「新竜商工会広域連携協議会構成員」(案)

役 職	新十津川町商工会	雨竜町商工会
会 長	松 葉 孝 文	布 川 吉 信
副 会 長	笹 木 正 文	三 輪 顕 滋
副 会 長	宮 野 善 良	藤 村 俊 夫
理事及び 委員長	井 上 秀 夫	本 家 章
	中 根 康 雄	五十嵐 英 昭
	東 志 英 治	布 川 孝 史
	渡 辺 一 令	松 浦 まり子
	角 谷 一 二 三	

(以上 15名)

「新竜商工会広域連携協議会役員」(案)

役 職	氏 名	所 属
会 長	松 葉 孝 文	新十津川町商工会会長
副 会 長	布 川 吉 信	雨竜町商工会会長
幹 事	笹 木 正 文	新十津川町商工会副会長
幹 事	三 輪 顕 滋	雨竜町商工会副会長
幹 事	宮 野 善 良	新十津川町商工会副会長
幹 事	藤 村 俊 夫	雨竜町商工会副会長

「新竜商工会広域連携協議会委員会」(案)

役 職 名	組織推進委員会		事業・財政委員会	
委 員 長	三 輪 顕 滋	雨竜	笹 木 正 文	新十津川
副 委 員 長	宮 野 善 良	新十津川	藤 村 俊 夫	雨竜
委 員	本 家 章	雨竜	井 上 秀 夫	新十津川
委 員	東 志 英 治	新十津川	中 根 康 雄	新十津川
委 員	渡 辺 一 令	新十津川	五十嵐 英 昭	雨竜
委 員	松 浦 まり子	雨竜	布 川 孝 史	雨竜
			角 谷 一 二 三	新十津川
委 員	志部谷 明 弘	雨竜	長谷川 優	新十津川
委 員	佐々木 裕 二	新十津川	沖 館 茂	雨竜
委 員	荒 瀬 成 孝	雨竜	伊 藤 はる子	新十津川

「事務局連絡会議・経営支援会議」(案)

役 職 名	新十津川町商工会	雨竜町商工会
事務局長	長谷川 優	志部谷 明 弘
経営指導員	佐々木 裕 二	沖 館 茂
補助員	伊 藤 はる子	荒 瀬 成 幸
記帳専任職員等	高 桑 しのぶ	川 口 由紀子